



投票要領

1. 来る3月25日の定期総会で50名の正評議員及び25名の補充評議員の選挙を行います。当日は、行列ができて投票に長い時間がかかる恐れがあること並びに出席できない会員にも投票していただきたいことから、定款に基づいて郵便投票制度を設け、投票用紙を送付させていただきました。
2. 投票用紙は番号付き且つ委員略サイン付きでありますので、必ず同封のオリジナルをご使用ください。複写したものは無効とします。
3. 投票用紙には、候補者全員の名前がABC順で列記されており、各候補者名の左側に投票のための空欄がありますので、必ずそこに○またはXのマークを付けてください。
4. 50名まで投票してください。51名以上にマークした投票用紙は無効とします。
5. しるしをする前に候補者リストを良く読んで、ボールペンなどで確実にマークしてください。エンピツによるマーク又は訂正されたマークは認めません。
6. また、無記名投票でありますので、用紙には投票マークの他にはサインも名前も記入しないでください。せっかくの投票が無効になることもあります。
7. 郵便投票では、代理投票を認めません。
8. 総会当日は、会員自身が出席して投票することができますが、代理人に出席のための委任状を与えて投票させることもできます。代理人は、同委任状を必ず提出しなければなりません。当日は、開票作業を控えており投票時間が限定されていますので、すでに記入した投票用紙オリジナルを持参されるようお勧めします。代理人は他の2名を代理することができますが、本人も投票資格者でなければなりません。総会当日の投票時間は午前10時に終了します。
9. 法人会員の代表者は、理事会選挙の議事録を提出して、現役であることを証明しなければなりません。
10. 投票用紙オリジナルを同封します封筒に入れ、密封して3月24日午後6時まで当会本部に必着するように返送してください。勿論、本部までご持参くださっても結構です。それ以後に到着した票は認めません。
11. 投票権は、2016年度の会費を3月25日の総会より15日前まで、すなわち来る3月10日までに完納していなければ行使できないことにご留意ください。
12. 開票並びに結果発表は、3月25日定期総会において行います。

評議員選挙管理委員会
委員長 大原 毅